

II 経営基盤の強化のために

1 事業資金確保のために

(1) 県融資制度

県では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応するため、各種融資制度を設けていますので、用途に応じてご活用ください。(P102～P108 参照)

2023 年度における制度改正の概要

- 「経済環境適応資金」サポート資金【伴走支援】の創設
【経営改善等支援】から名称変更し、融資対象者の要件を緩和しました。
- 「経済環境適応資金」サポート資金【経営あんしん】の改正
融資対象者の要件緩和及び特例措置を延長しました。
- 「経済環境適応資金」創業等支援資金【経営者保証免除】の創設
創業時に個人保証を求める制度を創設しました。

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6333

(2) 小規模企業者等設備貸与制度

小規模企業者等に対して、経営の革新又は創業のために必要な設備を長期固定金利で割賦販売又はリースします。カード・ニュートラルの実現に向けた設備投資も支援対象です。(P108 参照)

問合せ先

(公財) あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ

電話 (052) 715-3067

最寄りの商工会、商工会議所

P162～P164 参照

(3) 信用保証制度

「信用保証」とは、信用力・担保力が不足する中小企業の方々が、銀行などの金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が保証人となって中小企業の信用を補完し、金融機関からの資金調達の円滑化を図る制度です。

ア 愛知県信用保証協会の信用保証

申込資格	県内に事業所があり事業を営んでいる中小企業、協同組合等(業種に一部制限あり)	
資金用途	運転資金、設備資金	
保証金額	個人・会社 2億8,000万円以内	協同組合等 4億8,000万円以内
保証期間	20年以内	
担保	原則として保証合計額が8,000万円を超える場合又は保証期間が10年を超える場合に必要	
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない (注)「経営者保証に関するガイドライン」に則して対応	
保証料率	(一般料率)年 0.45%～1.9%(経営状況等により異なる)	

(注) 日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した研究会により策定された「経営者保証に関するガイドライン」に則して、金融機関との連携等により一定の要件を満たす場合は、法人代表者の連帯保証が不要となる場合があります。

イ 責任共有制度

信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、連携して中小企業を支援するための制度です。保証付き融資では、原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有します。

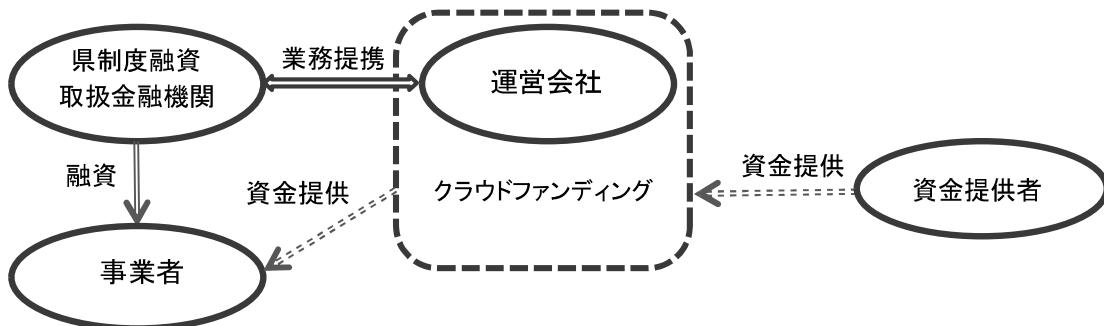
問合せ先

愛知県信用保証協会	本店 総合相談窓口 西三河支店 東三河支店	電話 0120-454-754(フリーダイヤル) 電話(0564) 25-2430 電話(0532) 57-5611
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課		電話(052) 954-6333

(4) クラウドファンディングを活用した支援

インターネットを利用した新たな資金調達方法であるクラウドファンディングを活用して新規事業に挑戦する中小企業に対して、融資と組み合わせた資金調達を推進します。

【クラウドファンディング活用促進枠】



※原則としてクラウドファンディングで募集した金額が満額提供された場合に融資を実行する。

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052) 954-6333

(5) 政府系金融機関による融資制度

(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫でも中小企業の方々を対象とした各種融資制度を利用できます。

金融機関の名称	貸付の対象
(株)商工組合中央金庫	<ul style="list-style-type: none"> ●一般的な融資 貸付対象 商工中金に出資している中小企業等協同組合等又はその組合員等 貸付期間 原則として設備15年以内(据置2年以内) 運転10年以内(据置2年以内)
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般貸付 貸付対象 中小企業の方(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種を除く) 貸付限度額 設備・運転4,800万円 特定設備7,200万円 貸付期間 設備10年以内(据置2年以内) 運転7年以内(据置1年以内) 特定設備20年以内(据置2年以内)
(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)	<ul style="list-style-type: none"> ●セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金) 貸付対象 一時的に売上減少等業況が悪化している中小企業 貸付限度額 7億2,000万円 貸付期間 設備15年以内(据置3年以内) 運転8年以内(据置3年以内)

※ 上記以外にも各種貸付制度を実施しています。

※ 利率などについては金融情勢により変更がありますので、窓口にご相談ください。

問合せ先	
(株)商工組合中央金庫	名古屋支店 電話(052) 951-7581
	熱田支店 電話(052) 951-7581
	豊橋支店 電話(0532) 52-0221
(株)日本政策金融公庫	事業資金相談ダイヤル 電話 0120-154-505(フリーコール)
国民生活事業	名古屋ビジネスサポートプラザ 電話(052) 561-6316
	名古屋支店 電話(052) 561-6301
	名古屋中支店 電話(052) 221-7241
	熱田支店 電話(052) 681-2271
	豊橋支店 電話(0532) 52-3191
	一宮支店 電話(0586) 73-3131
	岡崎支店 電話(0564) 24-1711
中小企業事業	名古屋支店 電話(052) 551-5181
	熱田支店 電話(052) 682-7881
	岡崎支店 電話(0564) 65-3025
(公財)愛知県生活衛生営業指導センター	電話(052) 953-7443

(6) 中小企業投資育成(株)

中小企業が経営基盤を強固にして自己資本の充実を図っていくために、中小企業投資育成(株)は、増資新株、設立新株及び新株予約権付社債の引受けによる投資事業を行っています。併せて経営上のコンサルテーション等による育成事業も行っています。

対象企業の要件

- 資本金 3 億円以下の株式会社(一部例外あり)
- 原則として一定水準以上の収益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること。
- 先端的、独創的な技術・ノウハウに裏付けられた製品・サービスの提供を行う企業であること。
- 設立新株投資、ベンチャービジネス投資に関する新株の引受けについては、選定基準等に特別措置があります。

問合せ先	
名古屋中小企業投資育成(株)	電話(052) 581-9541

(7) 貸金業者に関する相談指導

貸金業利用をめぐるトラブルを防止するため、貸金業者の指導、利用者に対する啓発、利用者などからの相談を行っています。

問合せ先	
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話(052) 954-6333
愛知県警察本部生活経済課	電話(052) 951-1611
各警察署	
日本貸金業協会愛知県支部	電話(052) 265-5280

(8) 事業承継による金融支援

経営者の死亡や退任など、事業承継に伴う資金ニーズに対して、都道府県知事の認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例や株式会社日本政策金融公庫法の特例による金融支援措置を受けることができます。

■中小企業庁のホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052) 954-6332

2 経営資源の充実のために

(1) 企業経営アドバイス・経営力評価サービス

(公財)あいち産業振興機構では、中小・小規模企業の方の経営課題を解決するために、中小企業診断士を中心とした専門家を企業に派遣する事業を行っています。中小企業の方は費用の3分の1、小規模事業者の方は5分の1の負担(原油・原材料高騰等又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方は無料)でご利用いただけます。また、中小・小規模企業の方が持つ製品・技術・サービスの強みを当機構に登録する専門家が客観的に評価し、その強みや成長性等を記載した評価書を作成、発行します。

問合せ先

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ

電話(052) 715-3070

(2) 経営相談

(公財)あいち産業振興機構では、経営、技術等のマネージャー等が中小・小規模企業の経営革新等の課題解決についての相談に応じています。また、国からの委託を受けて設置している「愛知県よろず支援拠点」に、チーフコーディネーターを中心とした中小・小規模企業支援に優れた能力・知識・経験を有するコーディネーターを配置し、売上拡大・経営改善など中小・小規模企業の経営上のあらゆる相談に応じ、課題解決の実行まで伴走型の支援を行います。

また、豊橋に設置したサテライトオフィス(相談窓口)においても同様の支援を行います。

さらに、商工会、商工会議所には、それぞれ経営指導員がおり、小規模企業の経営に必要な金融、税制、労務、経理など経営全般にわたり、きめ細かく相談に応じています。

問合せ先

(公財)あいち産業振興機構 マネージャー

電話(052) 715-3071

愛知県よろず支援拠点

電話(052) 715-3188

愛知県よろず支援拠点 豊橋サテライト

電話(0532) 39-7111

県内商工会、商工会議所

P162～P164 参照

(3) 知的財産を活用した経営支援

「知財総合支援窓口」において、企業経営におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題に対して、窓口支援担当者が相談に応じます。

また、知的財産を競争力の源泉として経営戦略に位置付け、事業活動に組み入れる「知財経営」を推進するため、市町村や関係団体と連携し個別相談会等を実施し、参加企業の知財経営導入実践を図ります。

問合せ先

知財総合支援窓口

電話(052) 753-7635

日本弁理士会東海会

電話(052) 211-3110

(4) 法律支援

愛知県弁護士会では、「あいち中小企業法律支援センター」を開設しています。同センターで

は、電話による無料法律相談によって中小企業の身近な悩みに応えるとともに、必要に応じて面接相談(有料)を受け付けます。また、研修会講師などの弁護士の紹介も行っています。

事業承継、債権回収、契約書チェック、パワハラ等の労務問題、製品不具合、倒産など、中小企業の法的問題をトータル的にサポートします。(P88 参照)

(公財)あいち産業振興機構では、中小・小規模企業の皆様が抱えている経営上の法律問題(契約や取引、事業承継等)の解決に向け、弁護士が無料でお応えする相談窓口を開設しています。(P88 参照)

問合せ先

あいち中小企業法律支援センター(センター総合受付窓口)	電話(052)265-5068
同 (無料電話相談専用ダイヤル)	電話(052)265-6693
(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ	電話(052)715-3070

(5) BCP(事業継続計画)の作成支援

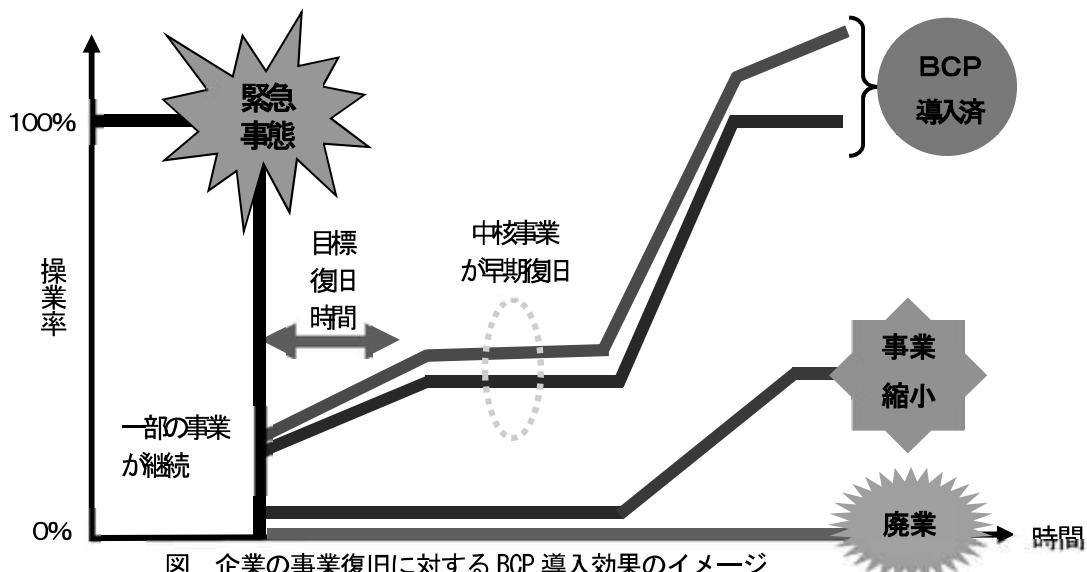
BCPとは、企業が地震などの大規模災害や感染症の蔓延といった緊急事態に直面したときに、その被害をできるだけ少なくし、事業を継続又は早期に復旧するために、緊急時の対応をあらかじめ決めておく計画のことです。

中小企業経営者が無理なく BCP 作成を進められるように、県のホームページにおいて、作りやすく使いやすい「あいち BCP モデル」を紹介しています。製造業向け、商業・サービス業向け等の自然災害対応モデルや新型コロナウイルスを始めとした感染症対応モデルを用意しており、業種や企業規模、取組状況に応じて選択していただけます。

■あいちBCPモデルのホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/aichi-bcp.html>

■新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデルのホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-bcp-model.html>



出所：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」より

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6334

(6) 愛知ブランド企業

愛知県では、オンリーワンやトップシェアなど世界に誇る独自の技術や製品を持つ、県内の優れたモノづくり企業を『愛知ブランド企業』として認定しています。

認定企業を紹介したホームページの作成や、展示会への出展を通じて、愛知ブランドを国内外に広く情報発信するとともに、企業間ネットワーク構築、人材確保などの支援を行います。

■愛知ブランド企業 404 社(2023年4月1日現在) <https://www.aichi-brand.jp/>



問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-6345

3 小規模事業者、下請事業者などの発展のために

(1) 経営改善普及事業

この事業は、商工会、商工会議所の「中小企業相談所」に配置されている経営指導員などを通じて、小規模事業者の経営及び技術の改善を図ろうとするもので、その内容は次のとおりです。

- 事業者の販路拡大や生産性向上のための経営計画策定や取組に対する支援
- 金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、その他経営に関する支援、あっせん
- 国や県の施策、各種情報の収集・提供

ア 経営指導員

経営指導員のモットーは、親切・気軽・秘密保持です。経営指導員は、県が定める資格要件を満たし、経営及び技術の専門知識を持つとともに、地域特性をよく知っており、安心して相談できます。県内には約340人の経営指導員があり、小規模事業者の経営の諸問題について相談に応じています。(無料)

イ 記帳指導職員など

県内の商工会、商工会議所の「中小企業相談所」には、記帳指導職員などが配置されており、記帳の指導を専門的に行っているほか、必要に応じて記帳事務も代行しています。さらに、税務、会計の相談や税務申告書の作成などについては、税理士等の専門家がきめ細かく指導しています。

問合せ先

愛知県商工会連合会

電話 (052) 562-0040

商工会・商工会議所[中小企業相談所]

P162～P164 参照

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6335

(2) 小規模事業者経営革新支援事業費補助金

愛知県知事から経営革新計画の承認を受けた小規模事業者に対して、同計画に基づき実施する新商品・新技術開発及び販路開拓に要する経費の一部支援及び同計画に基づく事業を着実に履行するための経営面等に係る伴走支援を行います。

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6335

(3) 小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主、会社等役員などが事業を廃業、役員を退職した場合など、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくため、法律に基づき運営されている共済制度です。

加入対象者	常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただしサービス業のうち旅館業・娯楽業は20人以下)の個人事業主及びその共同経営者、又は会社等の役員。一定規模以下の企業組合・協業組合及び農事組合法人の役員、士業法人の社員等。
掛金	毎月の掛金は1,000円から70,000円まで(500円単位・加入後の増減額可能)
共済金支払い事由	共済金A…事業廃止(個人事業主の死亡を含む)、配偶者や子に事業の全部譲渡、会社等解散、共同経営者で病気・負傷・死亡による退任 共済金B…会社等役員で病気・負傷・死亡及び65歳以上による退任。老齢給付(個人事業主及びその共同経営者、会社等役員で65歳以上で180か月以上掛金を納付された方) 準共済金…会社等役員の退任(上記の共済金Bの事由を除く)等 解約手当金…任意(自己都合による)解約、12か月以上の掛金の滞納等による解約 ※掛金を納付した期間によっては掛金が掛け捨てとなります。(共済金A・Bは6か月未満、準共済金・解約手当金は12か月未満の場合に掛け捨て)
制度の特色	・掛金は全額所得控除、共済金は一括受取りの場合は退職所得扱い、分割受取りの場合は公的年金等の雑所得扱い。(一括受取り、分割受取りの併用も可)

※ 小規模企業共済契約者貸付も行っています。

問合せ先

愛知県商工会連合会	電話(052) 562-0040
商工会・商工会議所[中小企業相談所]	P162~P164 参照
愛知県中小企業団体中央会	電話(052) 485-6811
(独)中小企業基盤整備機構	電話(050) 5541-7171

(4) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（中小企業119専門家派遣）

中小・小規模事業者が抱える解決の難しい課題に対して、中小企業119に登録されている中小企業経営に関わる各分野の専門家が、課題解決に向けた支援を行います。

■中小企業庁 中小企業119のホームページ <https://chusho119.go.jp/>

問合せ先

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ 電話(052) 715-3070

(5) 資金面からの支援

小規模企業の方が事業をより発展させたい場合、県の融資制度「小規模企業等振興資金(小口資金)」(責任共有制度対象外)が低利で利用できるほか、「小規模企業者等設備貸与制度」を活用できます。(P102、P108 参照) また、無担保・無保証人で借りられる(株)日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金」(マル経)を利用することもできます。

問合せ先

愛知県商工会連合会	電話(052) 562-0040
商工会・商工会議所[中小企業相談所]	P162~P164 参照
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話(052) 954-6333・ 電話(052) 954-6334

(株)日本政策金融公庫

国民生活事業	名古屋ビジネスサポートプラザ	電話(052) 561-6316
	名古屋支店	電話(052) 561-6301
	名古屋中支店	電話(052) 221-7241
	熱田支店	電話(052) 681-2271
	豊橋支店	電話(0532) 52-3191
	一宮支店	電話(0586) 73-3131
	岡崎支店	電話(0564) 24-1711

(6) 取引の紹介・あっせん

ア 受注機会の増大

仕事を受注したい企業と発注したい企業に対し、取引の紹介・あっせんを行います。(登録・あっせん費用他、一切無料)

また、受発注情報を(公財)あいち産業振興機構ホームページに掲載するとともに、「メールマガジン」により配信し、県内中小・小規模企業に情報提供を行います。

イ 商談会の開催

県内中小・小規模企業の受注機会の増大と情報交換を図る「出会いの場」を提供するため、広域、地域、個別等各商談会を開催し、取引拡大の支援を行います。

ウ 下請かけこみ寺

下請取引問題に関する様々な悩み相談に対応します。(P86 参照)

■(公財)あいち産業振興機構のホームページ <https://www.aibsc.jp/support/263/>

問合せ先

(公財)あいち産業振興機構	経営支援部 取引振興グループ	電話(052) 715-3068
下請かけこみ寺		電話 0120-418-618(カゴ付)

(7) 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

取引先事業者の予期しない倒産によって被害を受けた方の連鎖倒産を防止するため、中小企業があらかじめ掛金を積み立てて相互に救済する制度です。

加入資格	継続して1年以上事業を行っている中小企業
掛金	毎月の掛金は5,000円から200,000円まで(5,000円単位・加入後の増減額可能)
共済金貸付事由	取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合
貸付条件	「回収困難となった売掛金債権等の金額」と「掛金総額の10倍(上限8,000万円)」のいずれか少ない金額。 貸付条件は無担保・無保証人(※共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。) 返済期間は貸付額に応じて5年~7年

問合せ先

愛知県商工会連合会	電話(052) 562-0040
商工会・商工会議所[中小企業相談所]	P162~P164 参照
愛知県中小企業団体中央会	電話(052) 485-6811
(独)中小企業基盤整備機構	電話(050) 5541-7171

4 商業・流通・サービス業、地場産業の振興のために

(1) 商店街・中心市街地の活性化

ア 商店街の振興

(ア) 商店街活性化アドバイザー派遣事業

商店街が抱える課題に対応するため、新たな取組の実現化を支援するアドバイザーを派遣します。

(イ) 商店街マネージャー事業

商店街マネージャーを県内6か所に配置し、地域の関係する団体と連携しながら、空き店舗対策や集客・販促イベントの企画など諸課題への対策を進めます。

(ウ) 経営相談

個々の商店の経営、仕入れ、販売などの支援を行うため、専門家による経営相談を行います。

(エ) 診断・指導

経営の合理化、体质改善を積極的に進めるため、中小企業診断士などの専門家の派遣を行います。

(オ) 商店街魅力ある個店創出支援事業

商店街の商機能を強化するために、外部専門家派遣等を実施し、集客拠点となる魅力ある個店を創出することで、商店街の活性化を図ります。

(カ) 空き店舗活用まちづくり活性化事業

商店街の空き店舗への出店、利活用を促進するため、「商店街空き店舗情報サイト」を創設・運営し、地域のニーズを補う事業者等を呼び込み、商店街を中心としたまちづくりを推し進めます。

(キ) 商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）

商店街等が商機能の強化や地域コミュニティの担い手として実施する、賑わい創出・商機能強化事業、地域課題対応事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業に対して補助します。（P115 参照）

(ク) げんき商店街推進事業費補助金

地域コミュニティの担い手としての役割に着目した取組を始め、商機能強化や人材育成の取組、空き店舗の発生・増加を抑制する取組を通じて活性化を目指す商店街を支援するため、「まちづくり」の観点から、市町村が計画的に行う商店街活性化事業に対して補助します。（P115 参照）

問合せ先

○商店街活性化アドバイザー派遣事業、商店街マネージャー事業

愛知県商店街振興組合連合会

電話(052) 563-0550

○経営相談（公財）あいち産業振興機構 愛知県よろず支援拠点

電話(052) 715-3188

（公財）あいち産業振興機構 愛知県よろず支援拠点 豊橋サテライト

電話(0532) 39-7111

○診断・指導（公財）あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ

電話(052) 715-3070

○商店街魅力ある個店創出支援事業、空き店舗活用まちづくり活性化事業

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話(052) 954-6336

○商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話(052) 954-6337

東三河総局、県民事務所等産業労働担当

P158 参照

愛知県中小企業団体中央会

電話(052) 485-6811

愛知県商工会連合会

電話(052) 562-0040

愛知県商店街振興組合連合会

電話(052) 563-0550

名古屋市商店街振興組合連合会

電話(052) 953-1808

○げんき商店街推進事業費補助金
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話(052) 954-6338

イ 中心市街地の活性化推進

中心市街地活性化法による支援

中心市街地の活性化を図るために、市町村が、社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を総合的かつ一体的に推進するための「基本計画」を作成し、国の認定を受けると、それに基づき実施される事業について支援が受けられます。

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話(052) 954-6338

(2) 流通・サービス業の振興

ア 流通・サービス業の振興

中小流通・サービス業者が創造性と機動力を十分に發揮し、変化する需要者、消費者のニーズに対応できるように、資金融資、共同事業への助成などを行います。

イ サービス産業生産性向上のための支援

サービス産業事業者の生産性向上を支援するため、ベストプラクティス（成功事例）の表彰や、ポータルサイト「サ・ポータルあいち」により情報発信を行います。

■サ・ポータルあいちのホームページ <https://www.aichi-service.jp/>

ウ 流通業務総合効率化促進への支援

物流総合効率化法に基づき、中小企業者が行う共同物流センターの建設などの流通業務総合効率化事業の実施について、効率化計画の認定を通じて支援を行います。

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

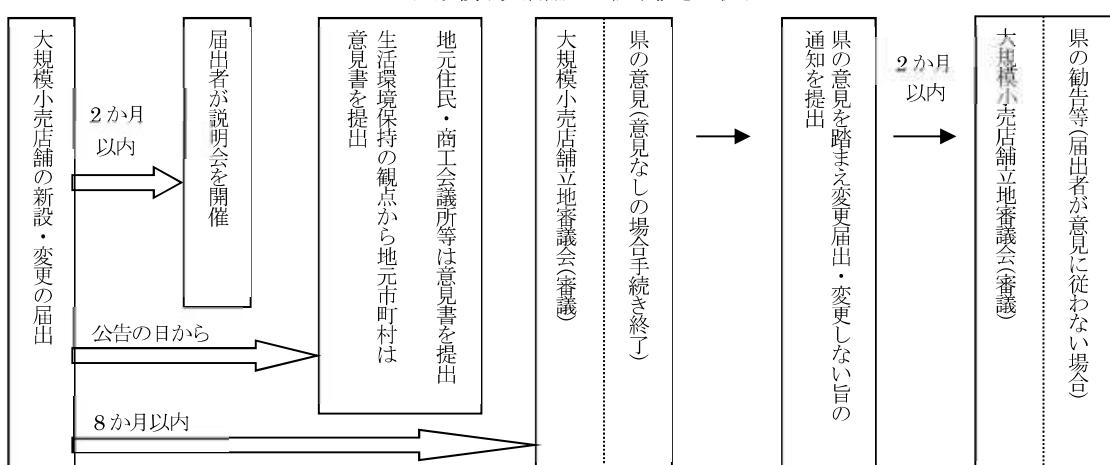
電話(052) 954-6337

(3) 大規模小売店舗の新設・変更

ア 大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境保持のため、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮の確保を義務づけた「大規模小売店舗立地法」（2000年6月1日施行）により、店舗面積1,000m²を超える小売店舗の新設・変更をしようとする者は、店舗面積、新設をする日、店舗の施設の配置、またその運営方法などについて届出が必要となります。

<大規模小売店舗立地法手続きの流れ>



イ 愛知県商業・まちづくりガイドライン

大規模小売店舗の適正立地のため、店舗面積 3,000 m²以上の大規模小売店舗を新設・増床する場合には、出店概要書の提出などの事前手続きと、自主的な地域貢献活動を促進するための計画書の提出をしていただきます。名古屋市については別途条例が定められております。詳しくは以下の問合せ先までお尋ねください。

問合せ先

○名古屋市を除く県内 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6338
○名古屋市 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課	電話 (052) 972-2433

(4) 地場産業の振興

ア 相談・指導、情報提供

陶磁器・繊維及び生活産業の振興のため、振興事業を行う協同組合などに対して、組合運営、事業資金などの相談・指導を行っています。また、個別企業の方などに対しては、近代化や共同化などを図るための各種融資制度を始め中小企業等経営強化法における経営革新計画の活用方法など、様々な相談・指導も行っています。

イ 雑貨産業構造変化適応能力育成講習会

雑貨産業の現代的課題をテーマに講習会を開催します。

ウ 地場産業の人材確保支援

人材採用支援の専門家派遣等により繊維・窯業の産地企業における若者人材確保を支援します。

問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課	電話 (052) 954-6341
------------------	-------------------

(5) 伝統的工芸品産業の振興

ア 表彰

伝統的工芸品産地の功労者、優秀技術者のほか、規模が小さいために国の指定を受けられない工芸品産地の優秀技術者も表彰し、産地の活性化を図ります。

イ 伝統的工芸品展等への参加

(一財)伝統的工芸品産業振興協会主催の「伝統的工芸品展」など、展示・即売を中心とする各種催しに積極的に参加し、本県伝統的工芸品の需要拡大・普及啓発を図ります。県内で伝統的工芸品として指定を受けているのは以下の 15 品目です。

指定品目名	指定年月日	指定品目名	指定年月日
有松・鳴海紋	1975. 9. 4	名古屋友禅	1983. 4. 27
常滑焼	1976. 6. 2	名古屋黒紋付染	1983. 4. 27
名古屋仏壇	1976. 12. 15	尾張七宝	1995. 4. 5
三河仏壇	1976. 12. 15	瀬戸染付焼	1997. 5. 14
豊橋筆	1976. 12. 15	尾張仏具	2017. 1. 26
赤津焼	1977. 3. 30	三州鬼瓦工芸品	2017. 11. 30
岡崎石工品	1979. 8. 3	名古屋節句飾	2021. 1. 15
名古屋桐箪笥	1981. 6. 22		

ウ 海外バイヤー商談会事業

伝統的工芸品産地企業の新たな販路開拓を促進するために、海外バイヤーとのオンライン商談会を開催します。

エ 伝統的工芸品ブラッシュアップ事業

伝統的工芸品の産地企業等にマーケティングの専門家を派遣し、新商品開発や販路開拓の取組を支援するとともに、その成果を広く発信することで、県内の伝統的工芸品産地の活性化を図ります。

オ 伝統的工芸品産業後継者確保支援事業

伝統的工芸品産業の維持・振興を図るため、インターンシップを活用し、伝統的工芸品産地企業の後継者確保を支援します。

問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話(052)954-6341

5 事業の組織化・共同化を進めるために**(1) 組合の活用**

中小企業は一般に、規模が小さいこと、資金調達力が弱いこと、信用力が不足していることなどから、不利な立場に立たされている場合が多いため、同業者などが集まって生産性の向上や対外交渉力の強化を図ることなどを目的とした各種の組合制度があります。

ア 組合の種類

組合には、中小企業等協同組合法に基づく「事業協同組合」を始め、事業内容などの違いによって様々なものがありますが、組合を作るときは、結束の仕方や事業の内容に適した種類のものを選ぶことが大切です。

種類	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	商工組合	協業組合
目的	組合員の経営の合理化、経済活動の機会の確保、経営革新	働く場の確保、経営の合理化	業界の改善・発達、組合員の経営の安定・合理化、経営革新	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進
事業	組合員の事業に関する共同施設、資金の貸付、福利厚生、債務保証等	定款に掲げる事業(商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等)	指導教育、情報収集提供、調査研究、業界全体の経営合理化、経営革新等の事業	協業の対象事業、関連事業、付帯事業
設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	地区内で資格事業を行う者の1/2以上が加入すること	4人以上の事業者
組合員資格	地区内において事業を行う中小・小規模企業者	個人、法人等	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款で定めた場合、中小企業者以外の者1/3未満	中小企業者、定款で定めた場合、中小企業者以外の者1/4以内
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上
出資限度	25/100	25/100	25/100	50/100
加入	原則自由	原則自由	原則自由	総会の承諾が必要
脱退	任意脱退	任意脱退	任意脱退	持分譲渡による
議決権	1人1票	1人1票	1人1票	平等(ただし出資比例の議決権も可)
員外利用の制限	組合員の利用量の20%まで	制限なし	組合員の利用量の20%まで	制限なし

イ 組合の設立手続

組合を設立しようとする場合には、発起人が設立に必要な書類を添えて、知事(複数の県にまたがる場合は国)に申請し、認可を受けることが必要です。

具体的な手續など詳しくは、愛知県中小企業団体中央会において相談に応じています。

ウ 組合に対する助成措置

組合は、中小企業高度化資金の融資や法人税率の軽減など金融・税制上の優遇措置を受けることができます。

問合せ先

○全般 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話 (052) 954-6334
○商業、サービス業、流通関連業種 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6336 電話 (052) 954-6337
○製造業 愛知県経済産業局産業部産業振興課	電話 (052) 954-6341 電話 (052) 954-6345
○具体的な手続きについての相談 愛知県中小企業団体中央会 同 三河分室	電話 (052) 485-6811 電話 (0532) 54-3462

(2) 資金面からの支援

ア 中小企業高度化資金

中小企業者が共同で、経営体質の改善、環境変化への対応を図るためにあたっては、県と(独)中小企業基盤整備機構が共同で支援する資金(融資)とアドバイス(高度化診断)が活用できます。
なお、貸付対象事業により条件が異なります。(P109 参照)

イ 商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）

商店街が商機能の強化や地域コミュニティの担い手として実施する事業に対して助成します。(P115 参照)

問合せ先

○中小企業高度化資金 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話 (052) 954-6334
○商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業） 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6337

6 情報化を図るために

(1) デジタル技術導入の支援

ア デジタル技術の活用促進

県内中小・小規模企業の生産性向上や新たな価値創出が図られるよう、デジタル技術の導入を支援します。

- 中小・小規模企業とデジタル技術を提供する企業のマッチング、業務改善の支援を実施し、成功事例を横展開します。
- 先進的なデジタル技術を活用した事業・業務プロセスの革新を目指し、ワーキンググループ活動

を実施します。

- 企業に対する情報セキュリティ診断等の実施及び、アドバイザーによるデジタル技術活用等に向けた相談対応等を実施します。
- あいち産業 DX 推進コンソーシアムにおける情報発信や施策展開等、関係団体と連携して地域全体のデジタル化・DX 支援を強化します。

イ デジタル技術導入補助金

企業のデジタル化による業務プロセスの改善・構築に係る実証を支援します。(P112 参照)

ウ デジタル活用人材の育成支援

中小・小規模企業におけるデジタル化を推進するため、企業内のデジタル人材の育成を支援します。

- 経営者に対して、デジタル化を指導できるよう、商工会・商工会議所の経営指導員等に対して、IT リテラシー向上のための研修会を開催します。
- 中小企業等を対象に、デジタル人材育成に関するアドバイザー派遣や、社内研修カリキュラムの作成から、研修の実施、終了後のフォローアップまでの支援を行うモデル事業を実施します。
- 現場リーダーや一般社員など階層別にデジタル人材育成研修を開催します。

問合せ先

○デジタル技術の活用促進、デジタル技術導入補助金

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室

電話 (052) 954-7495

○デジタル活用人材の育成支援

愛知県労働局産業人材育成課

電話 (052) 954-6365

エ IT 活用の支援

(公財) あいち産業振興機構

中小・小規模企業における IT 導入、有効活用を支援するため、以下のサービスを行っています。

- 中小・小規模企業の web ビジネスを支援するため、先進的な IT 活用事例や活用方法を学ぶためのセミナーを開催しています。
- インターネット活用を支援するため、ドメイン取得からホームページやメールの運用をサポートするサービスを提供しています。
- 中小・小規模企業の経営革新、創業、ベンチャー、経営の安定化などの課題解決のため、実務経験豊かな IT 及び DX 等の専門家のマネージャーを配置し、窓口相談を行います。

問合せ先

(公財) あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ

電話 (052) 715-3063

OIT 活用・デジタル技術活用の相談

(公財) あいち産業振興機構 マネージャー

電話 (052) 715-3071

(2) 産業情報の提供

(公財) あいち産業振興機構では、愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階の産業労働情報コーナーにて、中小企業の経営・技術・情報化に役立つ図書、DVD 等の閲覧・視聴・貸出しを行っています。また、あいちの注目企業や中小企業の方に役立つ情報をとりまとめ、インターネット上の情報誌「あいちナビる」として毎月発行しています。

■あいちナビるのホームページ <https://lib.aibsc.jp>

問合せ先

(公財)あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ
産業労働情報コーナー

電話(052)715-3063
電話(052)485-7153

7 エネルギー環境対策の推進のために

(1) エネルギー環境対策・カーボンニュートラルへの対応

ア 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金

地球温暖化対策を推進するため、住宅用地球温暖化対策設備を導入する県民に補助を行う市町村に対して、補助を行っています。(P131 参照)

イ 再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金

自家消費型の再生可能エネルギー発電等設備を導入する事業者に対して、補助を行っています。(P131 参照)

ウ 省エネルギー設備等導入支援事業費補助金

省エネルギー設備への更新や、建築物をZEB化する事業者に対して、補助を行っています。(P131 参照)

エ あいち省エネ相談

中小事業者を対象に、相談者の取組状況・経営状況に合わせ、経費を要しない対策から設備投資まで、無理なく取り組める省エネ対策を、専門家が無料でアドバイスします。

電話相談窓口を設置するとともに、希望に応じて相談者の事業所への訪問相談を行うなど、相談者が気軽に相談できる体制を整えています。

また、省エネに関する補助制度の情報発信や活用支援も行います。

オ 中小企業の脱炭素経営支援

中小企業にアドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の算定やSBT認定基準に合致した目標設定など、脱炭素経営(SBT認定取得)を支援します。

※SBT(Science Based Targets) 5~10年先を目標年として企業が設定し、国際機関が認定する、パリ協定が求める水準と整合した削減目標。

カ エネルギー管理者及び管理員の選任について

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」により特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に指定されている事業者については、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を置くことが義務づけられています。また、エネルギー管理指定工場等に指定されている工場・事業場については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員を置くことが義務づけられています。

- エネルギー管理者は、エネルギー管理士の資格が必要であり、国家試験に合格するか、研修を修了し経済産業大臣よりエネルギー管理士免状の交付を受ける必要があります。
- エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員は、経済産業大臣の指定した機関が実施するエネルギー管理講習を受講・修了した者又はエネルギー管理士の免状の交付を受けた者の中から選任する必要があります。

問合せ先

○住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金 補助実施市町村（※）	P168～P169 参照
○再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金 愛知県環境局地球温暖化対策課	電話(052) 954-6887
○省エネルギー設備等導入支援事業費補助金、中小企業の脱炭素経営 支援、あいち省エネ相談 愛知県環境局地球温暖化対策課	電話(052) 954-6242
○エネルギー管理者及び管理員の選任について 中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課	電話(052) 951-2775
(一財)省エネルギーセンター東海支部	電話(052) 232-2216

※ 補助の実施の有無については、各市町村(P168～P169 参照)の担当部局にお問い合わせください。

（2）省資源

ア リサイクル化の支援

資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法・家電リサイクル法等の普及啓発用パンフレットを作成し、情報提供しています。

イ 工業用水の使用合理化

水の有効活用を図り、経営の合理化に役立てるための情報を提供します。

ウ 循環ビジネスの振興支援

循環型社会の形成に向け、県庁西庁舎 7 階にある「あいち資源循環推進センター」において、循環ビジネスの事業化等に関する取組を支援しています。

（ア）サーキュラーエコノミー推進モデルの展開

サーキュラーエコノミーを推進するためのリーディングモデルを創設し、事業者連携によるモデルの具体化を進めています。

（イ）循環ビジネス創出コーディネーターによる相談

コーディネーターによる事業化に向けた相談や技術指導を行うほか、サーキュラーエコノミーへの転換や 3R の高度化に資する取組を強化したい事業者の工場等を訪問し、アドバイスすることも可能です。

（ウ）循環型社会形成推進事業費補助金

先導的・効果的なリサイクル関係設備やサーキュラーエコノミーに資する設備等の整備に要する経費を一部補助します。（P134 参照）

（エ）環境ビジネス発信事業

大型展示会(メッセナゴヤ)への出展をサポートします。

（オ）愛知環境賞の表彰

サーキュラーエコノミーやカーボンニュートラルに関する取組など、資源循環や環境負荷低減を推進する先駆的で効果的な＜技術・事業＞＜活動・教育＞を表彰します。

（カ）あいち環境塾

環境について多角的に学び、持続可能な社会づくりのリーダーの育成を行います。

（キ）サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会による支援

ビジネスセミナー、現地見学会、相談会を開催しています。

■ 「あいち資源循環ナビ」のホームページ <https://aichi-shigen-junkan.jp/>

問合せ先

○リサイクル化の支援

愛知県経済産業局産業部産業振興課(普及啓発用パンフレット) 電話(052) 954-6376

○工業用水の使用合理化

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション 電話(052) 954-6342

○循環ビジネスの振興支援

愛知県環境局資源循環推進課 電話(052) 954-6233

(3) 公害防止

ア 環境・エネルギー対策資金

(株)日本政策金融公庫では、特定の公害防止施設等を取得するために必要な資金を融資しています。

イ 公害防止管理者等リフレッシュ研修

(一社)産業環境管理協会中部支部では、研修会を年1回開催しています。

ウ 公害防止管理者等の資格取得

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定の工場において選任しなければならない公害防止管理者・同代理者又は公害防止主任管理者・同代理者になるには、国家試験に合格するか、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う資格認定講習の課程を修了することが必要です。

エ 公害防止担当者制度

愛知県では、ウの公害防止管理者等を選任する必要のない工場などであっても一定規模以上のものは、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、公害防止担当者を選任することが義務付けられています。

問合せ先

○環境・エネルギー対策資金

(株)日本政策金融公庫 中小企業事業 電話(052) 551-5181
国民生活事業 電話(052) 561-6301

○公害防止管理者等リフレッシュ研修

(一社)産業環境管理協会中部支部 電話(052) 221-1457

○公害防止管理者等の資格取得

(一社)産業環境管理協会中部支部 電話(052) 221-1457

○公害防止担当者制度 愛知県環境局環境政策部環境政策課

電話(052) 954-6209

(4) 国際標準規格（ISO）の取得支援

取引先からの取得要請への対応や社内体制の整備のため、品質管理に関する国際規格（ISO9000 シリーズ）、環境管理に関する国際規格（ISO14001）の取得を目指そうとする中小企業に対し、支援を行っています。

ア 相談

（公財）あいち産業振興機構が経営相談窓口を設置するとともに、専門家を派遣し、アドバイスを行います。（専門家派遣は有料。原油・原材料高騰等又は新型コロナウィルス感染症の影響を受けた事業者の方は無料）

イ 情報提供

ISO14001 に関する情報をインターネットホームページ等で提供しています。

■環境ISO関係情報のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000008528.html>

問合せ先

○相談	(公財)あいち産業振興機構 経営支援部	電話(052)715-3070
-----	---------------------	-----------------

(5) 環境マネジメントシステム「エコアクション21（EA21）」の導入支援

EA21は中小企業向けに環境省が策定した環境配慮型経営のガイドラインに基づく認証登録制度で、比較的容易に、また安価に取り組むことができます。

ア 認証取得支援研修会の開催

EA21の認証取得を希望する事業者を対象として、認証取得のための具体的な支援を行う研修会を地域事務局等と共同で開催します(参加無料)。

イ 情報提供

EA21に関する情報をインターネットホームページ等で提供しています。

■EA21関係情報のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000008847.html>

問合せ先

○相談・認証登録	電話(052)471-7477
エコアクション21 地域事務局あいち	電話(0565)32-4660
エコアクション21 地域事務局とよた	
○研修会	電話(052)954-6241
愛知県環境局環境政策部環境活動推進課	

(6) 先進環境対応自動車の導入**ア 先進環境対応自動車導入促進費補助金**

旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者が先進環境対応自動車(電気自動車(トラック・バス・乗用車)、プラグインハイブリッド自動車(トラック・バス・乗用車)、燃料電池自動車(バス・乗用車)、天然ガス自動車(トラック・バス)、優良ハイブリッド自動車(トラック・バス)、ハイブリッド乗用車(UDタクシーに限る))を導入する場合に補助を行っています。なお、自家用登録の燃料電池自動車バスに限り、大企業も補助対象となります。(P132 参照)

イ 自動車税種別割の課税免除

2018年度から2024年度までに初回新規登録を受けた電気自動車(燃料電池自動車を含む)及びプラグインハイブリッド自動車について、初回新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分の全額が免除されます。

問合せ先

○先進環境対応自動車導入促進費補助金	電話(052)954-6217
愛知県環境局地球温暖化対策課	
○自動車税種別割の課税免除	P89～P90 参照
県税事務所	

8 税制上の優遇を受けるには

(1) 個人事業者のための措置

ア 税の諸控除等

個人事業者について、所得税においては、青色事業専従者給与、事業専従者控除、青色申告特別控除などにより税負担の軽減が行われています。

また、地方税においても、住民税や事業税の青色事業専従者給与、事業専従者控除、事業税の事業主控除などの制度が取り入れられています。

イ 青色事業専従者給与・事業専従者控除の必要経費算入

青色申告者として承認を受けた個人事業者が、その青色申告者と生計を一にしている配偶者やその年の12月31日現在で年齢が15歳以上の親族で青色申告者の営む事業に専ら従事している人(以下「青色事業専従者」といいます。)に給与を支払った場合には、あらかじめ税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば、その金額が必要経費になります。

なお、この届出書に記載した金額の基準を変更する場合や、新たに青色事業専従者が加わった場合には、変更届出書を提出する必要があります。

また、白色申告者の事業専従者については、所得税は原則として事業専従者一人につき50万円(配偶者である事業専従者は86万円)、地方税においても住民税、事業税とも原則として50万円(配偶者の場合は86万円)が事業専従者控除として必要経費になります。

ただし、青色申告者の青色事業専従者として給与の支払を受ける人又は白色申告者の事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

ウ 青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者(現金主義によることを選択している人を除きます。)で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記(一般的には複式簿記)の原則に従って記帳している人は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して、この控除を受ける金額を記載して、確定申告期限内に提出した場合には、これらの所得を通じて最高55万円を控除することができます。

なお、正規の簿記の原則により記帳している人で、次のいずれかに該当する人については65万円の青色申告特別控除額の適用を受けることができます。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと。

上記の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者(上記の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。)は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

エ 個人事業税の事業主控除

個人事業税においては、個人事業主の税負担を軽減するため、個人の事業の所得から年290万円を控除することが認められています。

オ 小規模企業共済等掛金控除(所得税、住民税)など

本人が小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った額が所得から控除されます。

なお、小規模企業共済制度の共済契約に基づき支給される一時金のうち一定のもの(以下「共

「共済金」といいます。)については退職所得となります。共済金から控除される退職所得控除は、掛金納付期間に基づき計算されます。

問合せ先

○税の諸控除、青色事業専従者給与の必要経費算入

名古屋国税局 電話相談センター	P88 参照
市町村役場	P168～P169 参照

○青色申告特別控除

名古屋国税局 電話相談センター	P88 参照
-----------------	--------

○個人事業税の事業主控除

県税事務所	P89～P90 参照
-------	------------

○小規模企業共済等掛金控除

名古屋国税局 電話相談センター	P88 参照
市町村役場	P168～P169 参照

(2) 法人事業者のための措置

ア 法人税、法人事業税・住民税の軽減

中小規模の法人事業者については、法人税において軽減税率の措置があり、地方税においても、法人事業税については軽減税率の措置、法人住民税均等割については法人の規模に応じた税率が適用されます。

イ 特定同族会社の留保金課税の不適用

特定同族会社については、留保金課税が適用されますが、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金の額等」といいます。)が1億円以下の法人(資本金の額等が5億円以上の法人等(以下「大法人」といいます。)の100%子会社であるなどの一定の法人を除きます。)は、特定同族会社に該当しないため、留保金課税が適用されません。

ウ 交際費等の損金算入

法人が2014年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費等のうち、接待飲食費の額の50%相当額を超える部分については原則損金算入が認められていません。ただし、資本金の額等が1億円以下の法人(大法人の100%子会社であるなどの一定の法人を除きます。)については、接待飲食費の額の50%相当額と定額控除限度額(800万円)とのどちらか有利な方を損金算入することが認められています。

エ 大法人の100%子会社等に対する中小企業向け特例措置の不適用

大法人の100%子会社であるなどの一定の法人については、次の中小企業向けの特例措置が適用されません。

【中小企業向け特例措置】

- 法人税率の軽減税率
- 貸倒引当金の法定繰入率
- 青色欠損金の繰戻し還付
- 特定同族会社の留保金課税の不適用
- 交際費等の損金不算入制度における定額控除

問合せ先

○法人税の軽減、特定同族会社の留保金課税の不適用、交際費等の損金算入、

大法人の100%子会社等に対する中小企業向け特例措置不適用	
-------------------------------	--

名古屋国税局 電話相談センター	P88 参照
-----------------	--------

○法人事業税・住民税の軽減

県税事務所	P89～P90 参照
市町村役場	P168～P169 参照

(3) 事業承継の円滑化のための措置

ア 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にする親族の事業用宅地等を相続した場合には、一定の要件の下で、最大 400 m²までの部分について評価額の最大 80%を減額することができます。

イ 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度

中小企業の円滑な事業承継による雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、後継者が都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合には、相続税・贈与税の納税が猶予されます。

ウ 個人の事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予制度

個人事業者の円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、後継者が都道府県知事の認定を受け、先代事業者から相続又は贈与により制度の対象となる全ての事業用資産を取得した場合には、相続税・贈与税の納税が猶予されます。

問合せ先

名古屋国税局 電話相談センター

P88 参照

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6332

(4) 消費税及び地方消費税の納税事務の負担軽減措置等

ア 納税義務の免除（免税事業者）

基準期間※1 の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、納税義務が免除されます。

ただし、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても特定期間※2 の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者となります。この場合、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

なお、新たに設立される法人で、一定の要件に該当するもの等については、納税義務を免除しないこととする特例があります。

※1 基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人については原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

※2 特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 か月の期間をいいます。

イ 簡易な税額計算方法（簡易課税制度）

基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」の選択(事前に届出が必要です。)をすることができます。簡易課税制度を選択した場合の納付税額の計算方法の概要は次のとおりです。

$$\text{消費税の納付税額} = \frac{\text{課税売上げに係る消費税額}}{\times \text{みなし仕入率※}}$$

このほかに、地方消費税額(消費税額の 22/78)が課税されます。

※「みなし仕入率」

●第一種事業(卸売業)…90%

●第四種事業(飲食店業・その他の事業)…60%

●第二種事業(小売業)…80%

●第五種事業(金融・保険・サービス業等)…50%

●第三種事業(製造業等)…70%

●第六種事業(不動産業)…40%

(注) 第三種事業である農業、林業、漁業のうち消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡を行う事業は、第二種事業(みなし仕入れ率は 80%)が適用されます。

ウ 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(※)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(※) 6月中間申告対象期間とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

問合せ先

名古屋国税局 電話相談センター

P88 参照

(5) 設備投資促進等のための特別措置

ア 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却及び税額控除

青色申告書を提出する中小企業者(資本金の額等が1億円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、2017年4月1日から2025年3月31日までの期間に、事業の用に供されたことのない特定経営力向上設備等(生産等設備を構成する機械及び装置やソフトウェア等、中小企業等経営強化法第17条第3項の認定を受けた経営力向上計画に記載されたもののうち一定の規模のもの)を取得等し、製造業など指定する業種の事業の用(以下「指定事業の用」といいます。)に供した場合には、その指定事業の用に供した事業年度又は年において、即時に償却することができます。

なお、青色申告書を提出する中小企業者等は、原則として取得価額の7%(資本金の額等が3,000万円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者若しくは農業協同組合等は10%)の税額控除が選択可能です。

また、税額控除については、法人税額(個人の場合は事業所得に係る税額)の20%が限度とされ、控除しきれない金額を1年間繰り越すことができます。

イ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却及び税額控除

青色申告書を提出する中小企業者(資本金の額等が1億円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、1998年6月1日から2025年3月31日までの期間に、事業の用に供されたことのない対象資産(一定の機械及び装置やソフトウェア等)を取得し、製造業など指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した事業年度又は年において、普通償却のほかに、原則として取得価額の30%相当額の特別償却することができます。

なお、青色申告書を提出する特定中小企業者等(資本金の額等が3,000万円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等は、原則として取得価額の7%の税額控除が選択可能です。

また、税額控除については、法人税額(個人の場合は事業所得に係る税額)の20%が限度とされ、控除しきれない金額を1年間繰り越すことができます。

問合せ先

名古屋国税局 電話相談センター

P88 参照

(6) 試験研究促進のための特別措置

ア 試験研究を行った場合の税額控除

青色申告書を提出する法人又は個人事業者は、製品の製造、技術の改良・考案、発明に係る試験研究のために要する費用等(損金の額又は必要経費に算入されるものに限る。以下「試験

研究費」といいます。)の総額の1~10%(法人については2019年4月1日から2026年3月31日までの間に開始する事業年度、個人については2022年分から2026年分までは控除割合の上限は14%)、中小企業者及び農業協同組合等は、試験研究費の総額の12%(法人については2017年4月1日から2026年3月31日までの間に開始する事業年度、個人については2018年分から2026年分までの各年分は控除割合の上限は17%)に相当する金額を、法人税額(個人事業者の場合は、事業所得に係る税額)から控除することができます。また、一定の条件を満たす特別試験研究費に該当する場合には、別枠で税額控除することができます。

なお、税額控除については、法人税額(個人事業者の場合は、事業所得に係る税額)の25%(特別試験研究に係る税額控除については別枠で10%(法人については2019年4月1日以降開始する事業年度、個人については2020年分以後))相当額が限度とされています。

イ 中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置

法人住民税(地方税)の法人税割額の課税標準となる法人税額について、中小企業技術基盤強化税制による税額控除を行った後の額を法人税額として用います。

問合せ先

○試験研究を行った場合の税額控除

名古屋国税局 電話相談センター

P88 参照

○中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置

県税事務所

P89~P90 参照

市町村役場

P168~P169 参照

(7) 産業立地促進のための制度

産業立地促進税制（不動産取得税の免除・減額）

新たに土地を取得又は賃借して事業の用に供するための家屋を新築した場合、土地又は家屋の不動産取得税が免除・減額される制度があります。

対象事業	航空宇宙関連産業の製造業	市町村長の申出に基づき、対象区域ごとに知事が指定した事業(製造業、運輸業等)
対象区域	次のいずれかの区域に該当すること (1)「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」(以下「特区」)の区域 (2)特区の区域が所在する市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域	市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域 (107区域：2023年3月末現在)
対象不動産	対象事業の用に供するために、対象期間中に新築された家屋 ※ただし、新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象	対象事業の用に供するために、対象期間中に新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 ※ただし、新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象
土 地	対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地	同 左

要件	次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1 億円以上 ※家屋及び償却資産の取得価格(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5 人以上 (3)原則、家屋取得後 6 か月以内に事業を開始すること (4)事業を開始した日から 3 か月間の免除対象事業にかかる生産量または売上額が 1/2 以上であること	次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1 億円以上 ※家屋及び償却資産の取得価格(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5 人以上
減免額	中小企業者 税額の全額	税額の 4 分の 3 に相当する額
	その他 (大企業等)	税額の 2 分の 1 に相当する額
対象期間	対象区域の指定日から 2025 年 3 月 31 日まで	

問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション 電話 (052) 954-6372

(8) 人材確保等・所得拡大のための制度**ア 賃上げ促進税制**

青色申告書を提出する全企業が、2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、継続雇用者給与等支給額が前年度より 4%以上増加した場合に、控除対象雇用者給与等支給額の 25%相当額(継続雇用者給与等支給額が前年度より 3%以上増加した場合には 15%相当額)を法人税額又は所得税額から控除できます。また、教育訓練費が前年度より 20%以上増加した場合には、控除率を 5%上乗せできます。

なお、税額控除額については、法人税額又は所得税額の 20%が限度とされています。

※改正前の支援内容については問合せ先にお問合わせ下さい。

問合せ先

税制サポートセンター(月・火・木・金 9:30-12:00、13:00-17:00) 電話 (03) 6206-1162

イ 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出する中小企業者(一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、法人については、2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度、個人については、2023 年から 2024 年までの期間に、雇用者給与等支給額が前年度より 2.5%以上増加した場合に、控除対象雇用者給与等支給額の 30%相当額(給与等支給額が前年度より 1.5%以上増加した場合には 15%相当額)を法人税又は所得税の額から控除できます。また、追加要件として、教育訓練費の対前年度の増加率が 10%以上増加した場合には、控除率を 10%上乗せできます。

なお、税額控除については、法人税額又は所得税額の 20%が限度とされています。

※改正前の支援内容については問合せ先にお問合わせ下さい。

問合せ先

中小企業税制サポートセンター(平日 9:30-12:00、13:00-17:00) 電話 (03) 6281-9821

(9) その他の措置

ア エンジェル（個人投資家）税制

- (ア) 個人投資家が払込みにより取得した特定中小会社の特定株式を適用期間内に譲渡して生じた一定の損失については、その翌年以後も 3 年間にわたって一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することができます。
- (イ) 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した場合、一定の要件の下で、その払込金額等をその取得した年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することができます。
- (ウ) 特定新規中小企業者に該当する一定の株式会社が発行した株式を払込みにより取得した場合、その株式の取得に要した金額について、原則 800 万円を限度として、寄附金控除を受けることができます。

※上記(イ)及び(ウ)のいずれの特例も適用可能な株式については、いずれか一方の特例を選択して適用することとなります。

イ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例

青色申告書を提出する中小企業者(一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、10 万円以上 30 万円未満の少額減価償却資産を取得し、かつ事業の用に供した場合(主要な事業以外で貸付けの用に供した場合を除く。)は、当該事業の用に供した事業年度(年)に原則として取得価額の合計額 300 万円を限度として損金(必要経費)算入することができます(2006 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間に取得した場合)。

ウ 中小企業関係税制

(ア) 中小企業者等の軽減税率の引下げ

中小企業者等の 2012 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の所得金額のうち、年 800 万円以下の金額に対する法人税は、15% の軽減税率が適用されます。

(イ) 中小企業者等の青色欠損金の繰戻し還付の実施

中小企業者等の各事業年度において生じた青色欠損金額については、一定の要件の下に還付請求することができます。

(注) その法人の資本金の額等が 1 億円以下であっても、大法人の 100% 子会社であるなどの一定の法人である場合には、上記(ア)及び(イ)のいずれの制度も適用することができません。

問合せ先

○全般

名古屋国税局 電話相談センター

P88 参照

○特定中小会社であることの確認（エンジェル（個人投資家）税制）

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6334

9 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

(1) 概要

消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和 5 年 10 月 1 日から「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されます。

(2) 適格請求書（インボイス）とは

「売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、「登録番号」のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

適格請求書（インボイス）を交付することができる者は、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

(3) インボイス制度とは

＜売手側＞売手である適格請求書発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）。

＜買手側＞買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、売手である適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

(4) 消費税の申告について

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。

免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

■国税庁のホームページ <https://www.nta.go.jp>

問合せ先

インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

（平日 9:00-17:00）

電話 (0120) 205-553

10 ITを活用して申告・納税等を行うには

(1) 税の電子申告の積極的活用

ア 国税（e-Tax）

e-Taxとは、①所得税、相続税、贈与税、法人税、地方法人税、消費税（地方消費税を含みます。）、復興特別法人税、酒税及び印紙税に係る申告、②全税目の納税（電子納税証明書の手数料納付を含みます。）、並びに③申請・届出等（電子納税証明書の請求及び発行を含みます。）の手続について、インターネット等を利用して電子的に手続が行えるシステムです。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



利用開始の手続、利用時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

イータ君

イータックス

検索

問合せ先

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

電話 (0570) 01-5901

ナビダイヤル（全国一律市内通話料金）

「e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク」の受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです（休祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）。

なお、ご利用の電話機によっては、上記ダイヤルにつながらない場合があります。その場合は、電話(03)5638-5171（通常の電話料金）をご利用ください。

イ 地方税（eLTAX）

インターネットを利用して、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、法人市町村民税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、固定資産税(償却資産)、個人住民税(給与支払報告書等)及び事業所税の申告手続き等ができます。なお、利用可能な手続きについては地方公共団体により異なりますので、詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

エルタックス

検索

■eLTAXのホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

問合せ先

eLTAXヘルプデスク

IP電話などの場合

電話 (0570) 081459

電話 (03) 5521-0019

（2）メールによる身近な税情報の提供

「国税庁ホームページ新着情報・国税庁メールマガジン」配信サービスのご案内

国税庁ホームページ新着情報	国税庁ホームページに掲載された 1 週間分(月曜日～金曜日掲載分)の新着情報を、その翌週にメールでお届けします。
国税庁メールマガジン	月に 1 度、その時節に応じた身近な税情報などを分かりやすくコンパクトに編集してお届けします。

■国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

問合せ先

名古屋国税局 国税広報広聴室

電話 (052) 951-3511

11 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

（1）社会保障・税番号制度の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」が成立し(2013年5月31日公布)、2016年1月1日から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー(個人番号)については、まずは社会保障、税、災害対策分野に利用範囲を限定して導入されました。

一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民間わず様々な用途で活用が可能とされています。

（2）社会保障関係書類への番号記載

労働基準監督署や公共職業安定所に提出する書類のうち、以下のものについてマイナンバーの記載が必要となります。

①労働基準監督署に提出する「労災年金の請求手続き」に伴う申請書類

■厚生労働省「マイナンバー制度」(労災保険関係)のホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096093.html>

②公共職業安定所に提出する雇用保険被保険者資格取得届などの雇用保険に係る届出及び支給申請関係書類

■厚生労働省「マイナンバー制度」(雇用保険関係)のホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

③労働保険の適用・徴収に関する届出

■厚生労働省「マイナンバー制度」(労働保険の適用徴収関係)のホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000105992.html>

(3) 税務関係書類への番号記載と本人確認

申告書や申請書等(以下「申請書等」という。)については、税務署へ提出する際は、毎回、個人の方は12桁のマイナンバー(個人番号)、法人の方は13桁の法人番号の記載が必要です。

なお、申請書等の控えを作成される場合は、その控えには番号を記載していただく必要はありません。特に、申請書等のコピーを控えとして使用する場合には、番号をマスキングするなどの対応をお願いいたします。

おって、税務署では、なりすまし等を防止するための本人確認(番号確認及び身元確認)をさせていただきますので、書面によりマイナンバー(個人番号)を記載した申請書等を提出される際には、その都度、申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付をお願いいたします。

(4) 事業者におけるマイナンバー(個人番号)の取扱い

事業者は、社会保険の手続及び税に関する手続書類の作成などのために必要がある場合に限り、マイナンバー(個人番号)を取扱うこととなります。

マイナンバー(個人番号)の取扱いに当たっては、個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を踏まえた対応が必要です。

詳しくは、各機関のホームページをご覧ください。



■デジタル庁ホームページ「マイナンバー(個人番号)制度」

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/mynumber>

【社会保障関係に関する社会保障・税番号制度の最新情報】

■厚生労働省「マイナンバー制度」(社会保障分野)のホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

【国税に関するマイナンバー制度の最新情報】

■国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

電話 0120-95-0178

「マイナンバー総合フリーダイヤル」の受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時30分から午後8時まで及び土日祝日の午前9時30分から午後5時30分までです(年末年始を除く。)。

12 高圧ガス・電気・火薬の保安の確保と計量の適正化

(1) 高圧ガス・電気・火薬の保安の確保

高圧ガス・電気・火薬類及び猟銃などによる事故災害の防止と公共の安全のために、県では許認可事務などを行っています。

ア 許認可等事務

(ア) 高圧ガス

- 高圧ガスの製造、貯蔵、販売等の許可、届出及び完成検査、保安検査、立入検査
- 液化石油ガス販売事業の登録・届出及び立入検査

(イ) 電気関係

- 電気工事業の登録・届出事務
- 第一種及び第二種電気工事士免状の交付
- 電気工事業者及び電気用品販売店などに対する立入検査

(ウ) 火薬類

- 火薬類の製造・販売・貯蔵・譲渡・譲受・消費、その他取扱いに関する許認可
- 獣銃等の製造及び販売に関する許可
- 火薬類及び獣銃などの関係事業者に対する保安検査並びに立入検査

イ その他事業

- 高圧ガス事業者及び電気工事業者などに対する各種講習会の実施
- おもちゃや花火の事故防止のための啓発事業

問合せ先

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

電話 (052) 954-6197・6198 (高圧ガス)

電話 (052) 954-6199 (電気・火薬)

(2) 計量の適正化

計量は、社会生活及び経済活動の基盤として、重要な役割を果たしています。そこで県では、適正な計量の推進のために次のことを行っています。

ア 計量指導事務

- 計量器の製造・修理・販売事業者の届出事務
- 計量証明事業者の登録・届出事務
- 適正計量管理事業所の指定・届出事務
- 計量に関する普及啓発事業

イ 計量検査事務

- はかり等の定期検査事務(検査は、(一社)愛知県計量連合会が実施)
- 計量器の製造・修理・販売事業者、計量証明事業者、適正計量管理事業所への立入検査
- はかり、燃料油メーターなどの使用場所への立入検査
- 食料品など商品の量目立入検査

ウ 計量検定事務

- 計量器の検定・検査
ガス・燃料油メーター、はかり等の検定及びタクシーメーターの検査
- 基準器の検査
基準ガスマーター、基準分銅等の検査

問合せ先

愛知県計量センター(商業流通課)

電話 (052) 603-6300